

成年年齢引き下げに伴う同意について

令和4年4月に改正された民法において、成年年齢が20歳から18歳へと変更されました。

これに伴い、法律と同様、診療の同意については原則として『18歳以上は保護者の同意を不要』とします。

ただし、18歳の学生(高校生、大学生等)の患者さんについては保護者の同意を必要とします。

また、それ以外の患者さんについても、診療内容によって保護者の同意を必要とする場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

旭川荘南愛媛病院長